

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第12号

令和4年第4回（12月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月16日

蓮田白岡衛生組合

管理者 山 口 京 子

1 期 日 令和4年12月23日（金）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和4年第4回（12月）定例会 会期 12月23日 1日間

応招議員（10名）

1番	齋藤	信治	議員	2番	野々口	真由美	議員
3番	山崎	巨裕	議員	4番	秦	邦雄	議員
5番	栗原	勇	議員	6番	渡辺	聡一郎	議員
7番	山田	慎太郎	議員	9番	中里	幸一	議員
11番	松本	栄一	議員	12番	山田	孝夫	議員

不応招議員（2名）

8番	関根	香織	議員	10番	中山	廣子	議員
----	----	----	----	-----	----	----	----

令和4年第4回（12月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和4年12月23日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第12号～議案第16号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第12号の内容説明
- 10 議案第12号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第13号の内容説明
- 14 議案第13号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第14号の内容説明
- 18 議案第14号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第15号の内容説明
- 22 議案第15号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第16号の内容説明
- 26 議案第16号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

29 副管理者の挨拶

30 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（10名）

1番	齋藤信治	議員	2番	野々口真由美	議員
3番	山崎巨裕	議員	4番	秦邦雄	議員
5番	栗原勇	議員	6番	渡辺聡一郎	議員
7番	山田慎太郎	議員	9番	中里幸一	議員
11番	松本栄一	議員	12番	山田孝夫	議員

欠席議員（2名）

8番	関根香織	議員	10番	中山廣子	議員
----	------	----	-----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

山口京子	管理者	藤井栄一郎	副管理者
山田則子	会計 管理者	町井孝行	事務局長
黒須靖之	次長兼 庶務課長	高橋利男	廃棄物 対策課長
齋藤芳和	次長兼 施設管理 課長	松永恭武	蓮田市 みどり 環境課長
関根啓文	白岡市 環境課長		

事務局職員出席者

書記	増田謙二	書記	片岡司
書記	大矢周治	書記	中山和夫
書記	小野田浩二		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○松本栄一議長 12月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○松本栄一議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○松本栄一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

3番 山 崎 巨 裕 議員

4番 秦 邦 雄 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○松本栄一議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月23日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◎諸報告

○松本栄一議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○松本栄一議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

町井事務局長。

〔事務局長朗読〕

○松本栄一議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第12号～議案第16号の一括上程

○松本栄一議長 議案第12号から議案第16号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○松本栄一議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 皆さん、おはようございます。年末のお忙しい中、今日は当組合の議会にご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、松本栄一議長のお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げます。

その前に一言ご挨拶を申し上げます。本日は、令和4年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、厚く御礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご参集ありがとうございます。

また、今年も1年間コロナ禍の中にごさいましたが、議員の皆様にも、両市をはじめ、組合進展のため、多大なるご尽力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、条例関係が4件、予算関係が1件でございます。

初めに、議案第12号 蓮田白岡衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

次に、議案第13号 蓮田白岡衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明申し上げます。本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく全国的な共通ルールが組合の個人情報保護制度に適用されることから、現行の蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例を廃止するとともに、同法により条例で規定することが委任されている事項等を定めたいので、提案するものでございます。

次に、議案第14号 蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する等の条例についてご説明申し上げます。本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく全国的な共通ルールが組合の個人情報保護制度に適用されることから、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護制度審議会及び蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項を見直す等をしたいため、提案するものでございます。

次に、議案第15号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例改正は、令和4年8月8日に出されました人事院勧告に鑑み、職員の給料等について所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

次に、議案第16号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,810万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,159万3,000円とするものでございます。

また、繰越明許費の補正を3件、債務負担行為の補正を7件お願いするものでございます。

それでは、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。まず、使用料及び手数料は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ごみ量が増加していることから、手数料の増額などをお願いするものでございます。

次に、3款財産収入は、鉄、アルミ売却など資源物売却につきまして、売却単価の上昇により増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。1款議会費では、執行見込みがついた委託料などにつきまして、不用額を減額するものでございます。

2款総務費、1目一般管理費では、主に執行見込みのついた予算科目につきまして、それぞれ減額するものでございます。

次に、2目財産管理費では、執行見込みのついた予算科目につきまして、それぞれ減額するほか、施設における消防用機器や管理棟における照明器具の交換に要する費用でございます。

次に、3款衛生費では、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、ごみ袋の原料費等が値上がりしたことにより増額をお願いするものでございます。

2目じん芥処理費及び3目し尿処理費では、主に執行見込みがつきました委託費及び工事請負費について減額するほか、焼却灰・ばいじん等処分業務委託費において、費用に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご承認及びご可決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2件の行政報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告いたします。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきまして、当組合における9月議会報告以降の対応についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、第7波が到来後、一旦は収束の兆しも見えましたが、11月に入り、再び感染力を増しながら広がりを見せてきており、新たなオミクロン株の置き換わりにより、感染力が強く、第8波が到来したとされています。いまだ収束の兆しは見えない状況が続く、年末年始が心配されております。引き続き、国や県の状況を鑑みて、組合の職員としての自覚ある行動と感染防止対策を徹底して取組を継続してまいりたいと思います。

また、年末に向けて、ごみの排出量が多い時期となりますが、生活基盤を支えるごみ収集委託業者や24時間ごみ焼却施設の運転管理を行っている業者等に対しましても、ごみの収集及び処理が滞ることがないように、日頃から危機感を持った感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。

なお、市民の方にご利用いただいているごみの一般持込みについては、受付窓口での一層の感染防止と、またエコプラザにおきましても、引き続き感染防止対策の徹底を継続しております。これまでの取組状況の詳細につきましては、別添の資料に取りまとめましたので、ご参照いただければと存じます。引き続き、職員及び委託業者が一丸となり、感染防止対策に万全を期してまいります。

次に、3R推進事業の実施状況についてご報告いたします。当組合では、循環型社会の形成を推進するため、イベントや体験講座等を通じて、市民の皆様へ、ごみの減量化、資源化の啓発活動を実施しているところでございます。

去る9月25日日曜日には、し尿汚泥を原料としたリサイクル肥料の販売会を、感染防止対策を講じながら開催し、用意した肥料800袋を全て完売いたしました。

また、10月15日日曜日には、不法投棄防止対策として、タイヤ、バッテリー引取り会を開催し、

両市合わせて100件、588本のタイヤと69個のバッテリーを回収いたしました。

さらに、11月14日月曜日から11月20日日曜日の期間では、新型コロナウイルスの影響により2年連続で中止となっていましたエコプラザまつりに替えて、エコプラザウイークと題し、規模を縮小し、来場者の分散化及び感染防止の徹底を図った上でイベントを実施したほか、直接来場せずにイベントを楽しんでいただけるようにと、新たにインターネット上にウェブ会場を作成し、ごみの分別の方法やリサイクルを学べるコーナーなどを設けて実施いたしました。イベント会場では、もったいない雑貨引取り会、リユース品展示販売会、体験講座等の紹介、フードドライブ及び牛乳パック、ペットボトルキャップ交換会を開催し、期間中、延べ574人の市民の方々にご来場いただき、盛況のうちに終わることができました。フードドライブでは、住民や企業からお米448キログラムをはじめ、缶詰、乾めん、調味料など206点、全体で約505.4キログラムの食品をご提供いただき、両市の子ども食堂、福祉団体へ寄附をさせていただきました。

今後も、エコプラザを中心に環境啓発イベント等を通じて、循環型社会形成のための3R活動を推進してまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本栄一議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第12号の内容説明

○松本栄一議長 日程第6、議案第12号 蓮田白岡衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 議案第12号 蓮田白岡衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、提案するものでございます。

内容につきましては、公文書の開示請求があった場合における不開示情報を、個人情報の保護に関する規律の規定による開示請求があった場合における不開示情報に合わせるため、規定を整備するものでございます。

また、行政機関等匿名加工情報等を不開示情報といたします。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

たします。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第12号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 衛生組合で取り扱う個人情報というのはどのようなものがあるのか教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 組合で取り扱っている個人情報ですが、市民の方の情報といたしますと、ふれあい収集をされている方が200名強いるのですが、その方の情報が主な情報になります。あとは、出入りの事業者の情報ですとか職員の情報、議員さんの情報ですとか審議会の委員さんの情報などになりまして、個人情報自体はとても少ない状況になっております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 ありがとうございます。ふれあい収集以外でも、粗大ごみの回収でも個人情報の取扱いというのがあると思うのですけれども、委託業者が知り得た個人情報についての管理とかというのはどのようになっているか教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 委託事業者に関しましては、組合と委託事業者で業務委託契約を結ぶような形になりますので、その中で個人情報は保護されるような形になります。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第12号 蓮田白岡衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の内容説明

○松本栄一議長 日程第7、議案第13号 蓮田白岡衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 議案第13号 蓮田白岡衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明いたします。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく全国的な共通ルールが組合の個人情報保護制度に適用されることから、現行の蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例を廃止するとともに、同法により条例で規定することが委任されている事項等を定めるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、個人情報の保護に関する法律により条例で規定することが委任されている事項及び条例で規定することが許容されている事項について定めるもので、開示請求等の手続、開示請求に係る手数料等、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問の3つの事項となります。

また、蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例を廃止し、それに伴う経過措置を定めるものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第13号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。先ほど内容説明の中で、委任されている事項、許容されている事項について定めると。その後に、①、②、③と挙げていますが、その範囲で定めるということでは、あくまで限定的というふうに考えてよいのでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 ただいまの栗原議員のご質問でございますが、議員のおっしゃるとおりでございます。開示請求等の手続、開示請求に係る手数料、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問などが主に許容されておりまして、限定される形となっております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 もう一点お聞きしますが、内容説明の中の2番目に、蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例を廃止というふうにありますけれども、その廃止の理由についてご答弁ください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 廃止の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律について国のほうで今回制度改正が行われました。この法律の内容と組合でっております個人情報保護条例、こちらの内容が重複いたしますので、廃止という形になります。今回、国が個人情報の保護に関する法律を改正しまして、個人情報の保護ですとか活用の水準が全国的に統一をされました。これに伴いまして、各地方公共団体におきましては、法律に許容される範囲で条例をつくり直すということが求められております。このため、組合におきましては現在の条例を廃止いたしまして、新規条例の制定をお願いしているというものでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 今言った件と、それに伴う経過措置を定めるとあるのですが、具体的に経過措置はどのようにする予定でしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 経過措置の関係でございますが、新規条例の附則の部分におきまして、経過措置が必要であるものにつきましては経過措置を定めさせていただいております。具体的な内容は書いてあるとおりなのですが、例えば罰則規定が法律で適用されますので、来年の4月以降条例がなくなってしまうので、今現在罰則規定に該当するような方は来年の4月以降も罰則規定に該当するというような経過措置が設けられているということと、知り得た個人情報は外部に漏らしてはいけないというようなことも経過措置として規定をされております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。議案第13号 蓮田白岡衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例に反対の立場から討論します。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改定に伴い、現行の蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例を廃止して、同法に基づく全国的な共通ルールを蓮田白岡衛生組合の個人情報保護制度に適用させるために諸改定を行うものです。この改定の背景には2つの問題点があります。

1つ目は、一人一人の個人情報に対する保護の仕組みが弱まり、プライバシーを侵害するおそれがあるということです。まず、蓮田白岡衛生組合の個人情報保護条例の廃止により、今まで多くの自治体条例で原則として本人から個人情報を直接収集しなければならなかったものが、今度は適法に収集できる範囲の個人情報であれば、収集方法については制約がなくなり、本人同意や確認は不要となります。なおかつ今まで個人情報のオンライン結合、いわゆる情報連携は禁止とされてきた

ものを認めない。つまり個人情報の情報連携は可能とされることとなります。これは、住民の個人情報保護を求める願いに逆行するものになりかねません。

2つ目に、条例で定める場合、個人情報の保護に関する法律により条例で規定することが委任されている事項及び条例で規定することが許容されている事項について定めるとなっており、極めて限定的な事柄になってしまいます。これは、地方自治法の侵害になるのではないのでしょうか。

以上の理由から、議案第13号 蓮田白岡衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例に反対をいたします。

○松本栄一議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第13号 蓮田白岡衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松本栄一議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の内容説明

○松本栄一議長 日程第8、議案第14号 蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する等の条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 議案第14号 蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する等の条例についてご説明いたします。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく全国的な共通ルールが組合の個人情報保護制度に適用されることから、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審

査会及び蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護制度審議会の所掌事項の見直し等を行いたいの
で、提案するものでございます。

内容といたしましては、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項に蓮田白岡
衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例第7条に規定する諮問事項を加えるとともに、それ
に伴う規定の整備をするものでございます。

また、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護制度審議会条例を廃止し、それに伴う規定の整
備をするものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日から施行となります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いい
たします。

○松本栄一議長 内容説明が終わりました。



◎議案第14号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。情報公開・個人情報保護審査会の構成員について、人数
と選出方法についてご答弁ください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 情報公開・個人情報保護審査会の構成員の関係でございしますが、こちら
に関しましては条例第3条の規定に基づきまして、3名の委員の選出を行っております。審査会を
円滑に運営するために、蓮田市から2名、白岡市から1名、識見を有する方の推薦をいただいております。委員は全部で3名いらっしゃいまして、全て弁護士の方となっております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 2点目お聞きします。

情報公開・個人情報保護制度審議会について、その人数と選出方法についてご答弁ください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 情報公開・個人情報保護制度審議会の委員さんの関係でございしますが、
こちらにつきましては条例の第3条の規定に基づきまして、5名の方を選出しております。蓮田市、

白岡市ともに2名の学識経験者などの方をご推薦していただいております。また、1名の方につきましては、公募委員として1名選出を行っております、こちらは蓮田の方となっております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はございませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 ただいまのご答弁に関係して、情報公開・個人情報保護制度審議会も廃止ということですが、廃止された後、審議会に替わる判断はどの機関で行われるのでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 個人情報に関する判断になるのですが、これは国の機関でございます個人情報保護委員会、こちらでご判断をいただき、また助言等をいただくことができるようになります。改正後の個人情報保護に関する法律におきましては、全国的なルール、これを規定しております。このことから、法律の解釈や運用を国の機関でございます個人情報保護委員会が一元的に担うというような形になります。

また、組合の機関となります情報公開・個人情報保護審査会、こちらにつきましては諮問という形で、条例で規定しております内容の改正や廃止など、こちらについて意見を伺うような形になるかと思えます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はございませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 今につなげてですが、先ほどの審査会の件がありました。審査会でやった実績はありますか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 審査会につきましては、情報公開請求があつて、資料を出せないとかでもめてしまった場合に行うことになるのですが、情報公開の請求自体がほとんど組合はございませんので、審査会をやった実績はございません。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、この条例の第2条の(1)に諮問庁とあるのですけれども、諮問庁というのは具体的にどういう組織になるのでしょうか。教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 諮問庁でございますが、今回条例改正で実施機関を諮問庁というふうに

言い方を変えます。この実施機関というものが組合の機関という形になります。組合の機関につきましては、議案第13号の第2条の中で、組合の機関については、管理者、公平委員会、監査委員というふうに定めておりますので、この3機関という形になります。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。議案第14号 蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する等の条例に反対の立場から討論します。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改定に伴い、現行の蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護制度審議会条例を廃止して、同法に基づく全国的な共通ルールを蓮田白岡衛生組合の個人情報保護制度に適用させるために諸改定を行うものです。蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護制度審議会の廃止に伴い、審査会への諮問も法律で委任、許容された範囲にとどまるものとなり、限定的になります。例えばこれまでの蓮田白岡衛生組合の個人情報保護条例では、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合、いわゆる情報連携については審議会への諮問を要件としており、蓮田白岡衛生組合としても個人情報保護審議会の意見を聞きながらやってきたわけですが、今後はそれがなくなり、国の個人情報保護委員会に全て委ねることになります。審議会が撤廃されてしまうことで、市民が自らの個人情報保護の強化を求める余地がなくなってしまいます。

もう一つ問題は、地方自治法の侵害です。個人情報保護法制を国の共通ルールで一元化することにより、地方自治体が独自に制定する個人情報保護の条例に縛りをかけることになります。

以上の理由から、議案第14号に反対といたします。

○松本栄一議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第14号 蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する等の条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松本栄一議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第15号の内容説明

○松本栄一議長 日程第9、議案第15号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 議案第15号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、令和4年8月8日に出されました人事院勧告に鑑み、職員の給与を改正したいので、提案するものでございます。

内容といたしましては、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ、令和4年度12月期支給の勤勉手当を、再任用職員以外の職員は現行の0.95か月から0.1月引き上げて1.05月に、再任用職員は現行の0.45月から0.05月引き上げて0.5月に改めるものでございます。

次に、令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を、6月期及び12月期それぞれ再任用職員以外の職員は1.0月に、再任用職員は0.475月に改めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。ただし、第1条の給料月額の引上げは、令和4年4月1日から適用し、勤勉手当の支給割合の引上げは、令和4年12月1日から適用いたします。第2条は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。

◇

◎議案第15号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第15号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第16号の内容説明

○松本栄一議長 日程第10、議案第16号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 議案第16号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正については、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,810万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,159万3,000円とするものでございます。

続いて、第2条は、繰越明許費として、コンプレッサー更新工事、遠心分離機比率設定器更新工事、ナンバー2、汚泥混合槽攪拌機交換工事の3件を追加するものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正として、新たに例規データベース保守管理業務委託費及び2、3号路燃焼ストーカプッシュロッド交換工事の債務負担行為を追加するものでございます。

また、計量受付業務委託費、焼却灰・ばいじん等処分業務委託費、不燃残渣処分業務委託費、スプレー缶等処分業務委託費、し尿処理施設環境測定業務委託費につきましては、委託費の増加に伴い限度額を変更するものでございます。

それでは、1ページをお開きください。今回の補正は、歳入では、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の増額をお願いするものでございます。歳出では、議会費、総務費及び公債費の減額と衛生費の増額をお願いするものでございます。

続いて、2ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正でございしますが、コンプレッサー更新工事は、半導体不足による電子機器類の納期に時間を要していることから、今年度での完成が難しく、繰越明許費の補正をお願いするものです。

遠心分離機比率設定器更新工事、ナンバー2、汚泥混合槽攪拌機交換工事については、不具合が生じている機器の更新を行うものでございますが、納期に時間を要するため、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

次の第3表、債務負担行為補正でございしますが、1の追加については、例規データベース保守管理業務委託費について、4月当初より業務を行う必要があることから補正をお願いするものです。

また、焼却炉を稼働させるための主要機器である燃焼ストーカの駆動用プッシュロッドが著しく摩耗していることが分かり、特殊な部材であり、発注を受けてから製作に入る必要があるため、2、3号路燃焼ストーカプッシュロッド交換工事の債務負担行為をお願いするものです。

2の変更といたしましては、計量受付業務委託費については、受付に係る職員の賃金引上げに伴い限度額を変更するものでございます。

焼却灰・ばいじん等処分業務委託費、不燃残渣処分業務委託費、スプレー缶等処分業務委託費、し尿処理施設環境測定業務委託費につきましては、委託単価の値上げに伴い限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算に関する補正について、事項別明細書にてご説明いたします。4ページをお

開きください。まず、1の歳入についてご説明いたします。2款使用料及び手数料、2項手数料、1節ごみ処理手数料、有料指定袋につきましては、前年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出を控えておりましたが、昨今は外出する機会が増え、消費が増加傾向となったことから、指定ごみ袋の販売枚数が予想を上回ることが見込まれるので、147万円を増額するものでございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、当初の見込みより粗大ごみの収集量が増加していることから、131万8,000円を増額するものでございます。

医療系廃棄物処理手数料につきましては、10月末まで組合の委託業者が感染性廃棄物等の収集を行っていましたが、11月から当該業務を民間業者が直接収集することに切り替えたことから、手数料65万4,000円を減額するものでございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、し尿収集対象世帯の減少により、それぞれ手数料を減額するものでございます。

3款財産収入、2項財産売却収入、1目物品売却収入につきましては、鉄、アルミ売却、ペットボトル売却、古紙類売却で、いずれも契約単価が予算を上回り、増収が見込まれることから、1,730万円を増額するものでございます。

次に、5ページをお開きください。6款諸収入、2項雑入につきましては、広告収入として、ホームページに広告掲載する事業者が増えたことで増収が見込まれることから補正を行うものでございます。

続いて、2の歳出についてご説明いたします。こちら6ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、8節旅費につきましては、先般日帰りで行った組合議会視察研修において、旅費の執行がなかったため、不用額を減額するものでございます。

12節委託料、会議録調製業務委託につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、議会視察研修における有料道路通行料及びバスの借上料が確定したため、不用額を減額するものでございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬から4節共済費につきましては、11ページの給与費明細書の表を併せて御覧いただければと思いますが、1節報酬につきましては、会計年度任用職員の人数を2名から3名に増員するため、70万円を増額するものでございます。

2節給料は、技術職の新規採用について、計画では令和4年4月採用を予定しておりましたが、10月からの採用となったため、今年度の執行見込みに応じて150万円を減額するものでございます。

3節職員手当等につきましては、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当及び児童手当は、本年度中の転居や被扶養者の異動、また採用や昇格の状況に応じてそれぞれ補正するものでございます。休日勤務手当については、本年度の実績及び残り3か月の見込みを踏まえて減額

するものです。

期末手当及び勤勉手当につきましては、先ほどご可決いただきました給与条例の改正を踏まえた支給額に基づき、過不足額をそれぞれ補正するものでございます。

次に、4節共済費につきましては、埼玉県市町村職員共済組合負担金の執行見込みがついたことから減額するものでございます。

6ページにお戻りいただければと思います。8節旅費につきましては、いずれも執行見込みがついたことから減額するものでございます。

10節需用費の燃料費につきましては、車両燃料費の高騰により増額をお願いするものでございます。

11節役務費の通信運搬費から次の7ページ、13節使用料及び賃借料までは、今年度の執行見込みがついたことから減額するものでございます。

次に、18節負担金、補助金及び交付金、埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、年度途中の普通退職による特別負担金が発生し、不足が見込まれるため、74万円を増額するものでございます。

続きまして、2目財産管理費、10節需用費の機械修繕費につきましては、消防設備における誘導灯の経年劣化による交換のために要する費用でございます。

11節役務費及び12節委託料については、本年度の執行見込みがついたことから、それぞれ減額するものでございます。

次に、14節工事請負費、管理棟改修工事費につきましては、照明器具設備設置工事といたしまして、管理棟の竣工から32年が経過し、大会議室、この部屋でございますが、こちらの照明器具の安定器の不良が発生しており、交換工事の費用として57万円をお願いするものでございます。

次に、17節備品購入費、庁用器具費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議室で使用しているマイク2本の購入と、台貫受付業務を行う際、持込み等に来場した方と対話するためのマイクの設置及び防犯対策として、北門入り口の監視カメラの増設費用26万5,000円をお願いするものでございます。

続きまして、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、10節需用費の消耗品費は、集積所などを管理する蓮田市と白岡市の地図が購入後5年を経過し、現状とかなり異なっていることから、更新する費用をお願いするものでございます。

次の燃料費につきましては、燃料費の高騰により、場内で使用する重機の燃料費の増額をお願いするものでございます。

11節役務費、指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、指定ごみ袋の販売枚数が当初の予想を上回るが見込まれることから増額するものです。

次の12節、ページは8ページに移ります。委託料、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につつま

しては、原料費や燃料費の高騰により、ごみ袋の製作コストが上昇したことに伴い変更契約を行ったことから、300万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次の2目じん芥処理費、2節需用費の薬品費については、ごみの焼却を行う際に発生する排ガスを処理するために使用する消石灰、尿素のほか、ばいじんを埋め立てる際に使用する液体キレートなど、薬品価格の高騰並びに購入数量に不足が見込まれるため、608万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次の機械点検整備料、車両修繕料につきましては、執行見込みがついたため、不用額を減額するものでございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、桶川市の搬入が終了したことにより、発生量の減少を見込んでおりましたが、当初の見込みよりも焼却灰、ばいじんの発生量が上回り、ごみ焼却施設から発生する焼却灰やばいじん等のリサイクル、または埋立て処分に要する費用に不足が見込まれることから、1,272万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次のごみ処理施設機器保守点検業務委託につきましては、執行見込みがついたことから減額をするものでございます。

ガラス・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、廃乾電池の今年度分の搬出が終了したことから不用額を減額するものでございます。

次に、粗大ごみ収集業務委託費につきましては、一般家庭の玄関先での粗大ごみの収集費用でございしますが、当初の見込みよりも依頼件数が増加しているため、粗大ごみの収集に要する費用として113万8,000円を増額するものです。

次の医療系廃棄物収集処分委託費につきましては、感染性廃棄物等の収集を民間業者が直接収集することになったことで、当該業務を10月で終了したことから減額するものでございます。

集金業務委託費につきましては、粗大ごみ収集依頼数が増加しているため、集金に要する費用として3万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、焼却灰等放射性物質濃度測定業務委託費、空調機保守点検業務委託費、小型家電処分業務委託費につきましては、執行見込みがついたことから減額するものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。14節工事請負費、粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、9月補正でお願いいたしました一軸破碎機テント補修工事の入札が終了し、契約落差による執行残の273万9,000円を減額するものでございます。

次の17節備品購入費、機械器具費につきましては、執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次に、3目し尿処理費、10節需用費の薬品費につきましては、下半期に使用する高分子凝集剤の入札が終了し、契約落差による執行残を減額するものでございます。

次の脱水汚泥処分業務委託費につきましては、執行見込みのついた不用額164万3,000円を減額す

るものです。

14節工事請負費、し尿処理施設機器補修工事につきましては、遠心分離機へ高分子凝集剤を注入するための薬品比率設定器と汚泥混合槽攪拌機に不具合があり、機器の更新を行う必要が生じていますが、納期に時間を要することから、繰越明許費と併せて849万2,000円をお願いするものでございます。

4目リサイクル促進費、12節委託料、リサイクルプラザ運営等業務委託費につきましては、執行見込みがついたことから10万7,000円を減額するものでございます。

次の14節、工事請負費、リサイクルプラザ機器補修工事につきましては、こちらも執行見込みがついたことから43万3,000円を減額するものです。

最後に、4款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、今年度の償還額が確定したことにより減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第16号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 医療系廃棄物処理に関して、この作業そのものを民間に持っていくというお話でしたけれども、これは組合からそういう動きをしたということなののでしょうか。組合としては仕事が1つ減ったということだと思えるのですけれども、どういう手順でそうやったのでしょうか。お伺いします。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 医療系廃棄物については、平成2年ぐらいから組合で収集をしておりますが、長年続けてやってきたのですが、先般、医療系廃棄物の処分先のほうがお医者さんから直接受注したほうが値段がお安く処理できるということになりまして、今回その値段が安いということ蓮田市と白岡市の医師会へ相談させていただきました。それならば早めにやったほうがいいだろうということで、11月から民間へ委託するというので、直接やっていただくということでもさせていただきます。

以上となります。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第16号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時04分

○松本栄一議長 再開いたします。

現在員10名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○松本栄一議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○藤井栄一郎副管理者 それでは、松本議長さんから発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、年末の大変お忙しい中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。そして、今回提案申し上げました議案につきまして、慎重審議をいただきまして、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございます。

今後も皆様のご理解、ご協力をいただきながら、職務を遂行してまいる所存でございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

そしてまた、今年もあと1週間となりました。まだまだコロナが非常に猛威を振るっているところでございますが、また来年に向けて皆様のご活躍、ご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○松本栄一議長 ありがとうございます。



◎閉会の宣告

○松本栄一議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和4年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。よいお年をお迎えください。

閉会 午前10時05分